

◇ 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例・施行規則

条 例	規 則
<p>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）</p> <p>〔沿革〕 制定 平成10年12月25日 条例第37号 改正 平成17年12月26日 条例第88号 改正 平成21年12月16日 条例第58号 改正 平成24年 3月28日 条例第 9号</p>	<p>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号）</p> <p>〔沿革〕 制定 平成11年 2月19日 規則第 3号 改正 平成11年10月15日 規則第53号 改正 平成14年 3月 1日 規則第 5号 改正 平成15年 3月28日 規則第37号 改正 平成17年 3月 7日 規則第 6号 改正 平成18年 3月31日 規則第60号 改正 平成19年 9月28日 規則第58号 改正 平成20年 3月27日 規則第16号 改正 平成20年 6月17日 規則第42号 改正 平成20年 9月24日 規則第52号 改正 平成22年 3月23日 規則第 9号 改正 平成22年 3月26日 規則第12号 改正 平成23年 3月31日 規則第14号 改正 平成23年 3月31日 規則第20号 改正 平成23年 9月30日 規則第40号 改正 平成24年 3月30日 規則第34号 改正 平成24年11月 9日 規則第54号 改正 平成25年 2月15日 規則第 3号 改正 平成26年 6月27日 規則第37号 改正 平成27年 3月24日 規則第14号 改正 平成27年 5月28日 規則第29号 改正 平成27年12月28日 規則第50号 改正 平成28年 3月31日 規則第19号 改正 平成29年 3月10日 規則第 2号 改正 平成31年 3月29日 規則第20号 改正 令和元年 6月28日 規則第 3号 改正 令和元年12月13日 規則第21号 改正 令和 2年10月30日 規則第58号 改正 令和 3年 3月31日 規則第 5号 改正 令和 5年 3月31日 規則第28号</p>
<p>目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第7条） 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第8条・第9条） 第4章 特定事業に関する規制（第10条—第27条の2） 第5章 雑則（第28条—第31条） 第6章 罰則（第32条—第35条） 附則</p>	
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例第2条第1号の規則で定めるとい積） 第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるとい積は、次に掲げるものとする。</p>

の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。

- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壤から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3千平方メートル以上であるものをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。

- 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

（県の責務）

第5条 県は、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第6条 県は、市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じた土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第7条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

- 2 安全基準は、土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。
- 3 知事は、安全基準を定めようとするときは、栃木県環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壤を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壤のたい積

- (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で知事が指定するものにおいて行う土砂等のたい積

- 2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。

（安全基準）

第2条 条例第7条第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等
(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第8条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第9条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 知事は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

第4章 特定事業に関する規制
(特定事業の許可)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第10条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの

（特定事業に係る土地所有者の同意）

第10条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

（許可申請の手続き）

第11条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の位置及び面積
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
- (4) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
- (5) 特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (9) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区

- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（条例第10条第6号の規則で定める特定事業）

第4条 条例第10条第6号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業

（土地所有者の同意）

第4条の2 条例第10条の2（条例第15条第1項及び条例第22条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第10条の許可の申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（別記様式第1号の2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（別記様式第1号の3）によらなければならない。

（許可の申請）

第5条 条例第11条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（別記様式第2号）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (4) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 特定事業区域内土地使用同意書
- (6) 申請者が条例第13条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (7) 申請者が条例第13条第1項第1号へに規定する未成年者又は第5条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の名、生年月日、本籍地及び住所。第16条の2第2項第5号において同じ。）を記載した書面

域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(12) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第10号に掲げる事項
- (2) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (3) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第13条第2項第3号ただし書の規則で定める措置
- (5) その他知事が必要と認める事項
(申請の制限)

第11条の2 第10条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。

(市町村長の意見の聴取)

第12条 知事は、第10条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

第13条 知事は、第10条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

- (8) 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号トに規定する役員又は第5条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - (9) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - (10) 申請者に次条又は第5条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - (11) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - (12) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
 - (14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (15) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（別記様式第3号）
 - (16) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (17) その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第11条第2項の申請書は、特定事業（一時たい積事業）許可申請書（別記様式第4号）とする。
- 4 条例第11条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第15号及び第16号に掲げる書類
 - (2) 特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書
 - (3) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

ロ 第8条第2項又は第25条の規定による必要な措置を完了していない者

ハ 第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第24条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ニ 第24条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの

（使用人）

第5条の2 条例第13条第1項第1号ト及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（条例第13条第1項第1号リの規則で定めるもの）

第5条の3 条例第13条第1項第1号リの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神の機能の障害により法第2条第1項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(4) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入

等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

- (5) 法第７条の４第１項（同項第４号に係る部分を除く。）若しくは法第１４条の３の２第１項（同項第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第７条の４第１項第３号又は法第１４条の３の２第１項第３号（法第１４条の６において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。）
- (6) 法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から３年を経過しないもの
- (7) 前号に規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で知事が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届

- (2) 第10条の2に規定する同意を得ていること。
 - (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
 - (4) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
 - (5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
 - (6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
 - (7) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 知事は、第10条の許可の申請が第11条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。
- (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号の規定に適合するものであること。
 - (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
 - (3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。
- 3 第10条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第5号及び第7号並びに前項第2号の規定は、適用しない。
- 4 知事は、第10条の許可（第11条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴かなければ

出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (10) 法人でその役員又はその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 個人でその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（構造上の基準）

第6条 条例第13条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

（条例第13条第2項第3号ただし書の規則で定める措置）

第6条の2 条例第13条第2項第3号ただし書の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定事業場の出入口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置
- (2) その他知事が必要と認める措置（構造上の基準に係る適用除外）

第7条 条例第13条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。

（条例第13条第4項の規則で定める構造）

第7条の2 条例第13条第4項の規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁

ばならない。

(許可の条件)

第14条 知事は、県民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第10条の許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第15条 第10条の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条の2の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第10条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。

4 第10条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合

壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)が10メートルを超える構造(第5条第2項第12号に規定する安定計算が行われたものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める構造

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、特定事業に使用される土砂等の量(土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。)、採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。

2 条例第15条第2項の申請書は、特定事業変更許可申請書(別記様式第5号)とする。

3 条例第15条第2項の規則で定める書類は、第5条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第15条第4項の規定による届出は、特定事業変更届(別記様式第6号)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第9条 条例第16条の規定による届出は、土砂等の量が5千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(別記様式第7号)を提出して行わなければならない。

2 条例第16条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記様式第8号)とする。

3 条例第16条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書(別記様式第9号)及び計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。)とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第16条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (3) 当該許可（一時たい積事業に係るものに限る。）に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

(水質検査等)

第18条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

(土砂等管理台帳等)

第10条 条例第17条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記様式第10号）（特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第11号）によるものとする。

2 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 特定事業の許可の番号
- (3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- (4) 現場管理責任者の氏名
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量（特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、年間の当該特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量）
- (6) 特定事業の期間
- (7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (8) 特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

3 条例第17条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第21条第1項又は条例第22条第2項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記様式第12号）を提出して行わなければならない。

4 特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、条例第17条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第21条第1項又は条例第22条第2項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積事業）状況報告書（別記様式第13号）を提出して行わなければならない。

(水質検査)

第11条 条例第18条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行うこと。
 - (2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、条例第18条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試

- 2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。
- 3 第10条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。
- 4 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 3 条例第18条第2項の規定による水質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(地質検査)

第12条 条例第18条第1項ただし書の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、知事が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。

- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第18条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による地質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に、第

1 項各号に掲げる方法により行わなければならない。
(水質検査等の報告)

第13条 条例第18条第3項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）に同表の下欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 第11条 第1項の水 質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第11条 第2項の水 質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第11条 第3項の水 質検査	知事が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第12条 第1項の地 質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第1項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
5 第12条 第2項の地 質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
6 第12条 第3項の地 質検査	知事が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第3項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書

(周辺住民等への周知)

第18条の2 第10条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならない。

(関係書類の縦覧)

第19条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第20条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第20条の2 第10条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

(特定事業の完了等)

第21条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第10条の

(標識)

第14条 条例第20条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(別記様式第15号)により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号
- (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
- (6) 現場管理責任者の氏名
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業区域の面積
- (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)
- (10) 特定事業場の見取図

(車両への表示)

第14条の2 条例第20条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第4号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する30ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 条例第20条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 特定事業区域の所在地
- (3) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称)
- (4) 特定事業の許可の番号
- (5) 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名(法人にあっては、名称)

(特定事業の完了の届出)

第15条 条例第21条第1項の規定による届出は、特定事業を完了した日から15日以内に、特定事業完了届(別記様式第16号)を提出して行わなければならない。

許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の廃止等)

第22条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。

- 4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第22条の2 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条の2の規定を準用する。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (4) その他知事が必要と認める事項

- 3 第13条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第14条の規定は、第1項の許可について準用する。

- 4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第10条の許可を受けた者の地位を承継する。

(特定事業の廃止等の届出)

第16条 条例第22条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、特定事業廃止（休止）届（別記様式第17号）を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

第16条の2 条例第22条の2第2項の申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記様式第18号）とする。

- 2 条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業区域内土地使用同意書（特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）
- (4) 申請者が条例第13条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第13条第1項第1号へに規定する未成年者又は第5条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (6) 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号トに規定する役員又は第5条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(相続)

第23条 第10条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第24条 知事は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第10条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第13条第1項第1号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第14条（第15条第5項及び第22条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第16条から第20条の2までの規定に違反したとき。
- (8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。
- (9) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第25条 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第10条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(8) 申請者に第5条の2又は第5条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(9) その他知事が必要と認める書類

(相続の届出)

第17条 条例第23条第2項の規定による届出は、特定事業相続届（別記様式第19号）を提出して行わなければならない。

事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第21条第3項、第22条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 当該土砂等を特定事業区域に搬入した者（第8条第2項に規定する者を除く。）

(2) 第8条第2項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者
(公表)

第25条の2 知事は、第8条第2項又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係書類の保存)

第26条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第21条第1項の規定による完了の届出若しくは第22条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第24条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第27条 現場管理責任者は、特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第27条の2 第10条の2（第15条第1項及び第22条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定

(現場管理責任者の職務)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第16条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。

(2) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。

(3) 特定事業場以外の地域へ特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように特定事業の施工を管理すること。

(4) 特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第18条の2 条例第27条の2第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなけれ

めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

- 2 第10条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を知事に通報しなければならない。

第5章 雑則

(立入検査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第29条 第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

- 2 前項の指定は、告示してしなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際現に第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可の申請に係る特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

ばならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第20号)とする。

(書類の経由)

第20条 宇都宮市の区域以外の区域に特定事業区域が存する場合における条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第3条第2項の規定により提出する公共的団体認定申請書を除く。)は、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長又は環境管理事務所長を経由して提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第21条 条例及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類(第3条第2項の規定により提出する公共的団体認定申請書を除く。)の部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町村の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長又は環境管理事務所長が指定する部数とする。

める。

第6章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第2項、第24条第1項又は第25条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者
- (2) 第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第17条第2項又は第18条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第18条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者
- (5) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (6) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第4項、第21条第1項、第22条第2項又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第26条の規定に違反した者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から6月間は、第10条の許可を受けなくても当該特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(栃木県手数料条例の一部改正)

- 3 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号の5の次に次の2号を加える。

12の6	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止	特定事業許可申請手数料	5万2千円
------	------------------------------	-------------	-------

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(同表に次のように加える部分に限る。)、別記様式第4号の改正規定(ふっ素及びほう素に係る部分に限る。)及び別記様式第13号の改正規定(ふっ素及びほう素に係る部分に限る。)は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定(ふっ素及びほう素の項に限る。)は、平成14年4月1日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(土砂及びこ

に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第10条の規定に基づく許可の申請に対する審査		
12の7 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第15条第1項の規定に基づく変更許可の申請に対する審査	特定事業変更許可申請手数料	3万3千円

4 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における第10条の許可の申請の手続き等については、第11条第1項第6号並びに第2項第2号並びに第13条第1項第5号並びに第2項第2号及び第6号の規定は、適用しない。

5 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における第11条第2項第5号及び第13条第2項第5号の規定の適用については、第11条第2項第5号中「措置」とあるのは「措置又は第13条第2項第5号ただし書の規則で定める措置」と、第13条第2項第5号中「こと」とあるのは「こと。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない」とする。

附 則（平成17年条例第88号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条の改正規定、第30条の改正規定及び附則に2項を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に定める日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においては、改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「新条例」という。）第30条第3項中「、第15条第1項又は第22条の2第1項」とあるのは「又は第15条第1項」とする。

3 新条例の規定中新特定事業（新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この条例の施行日以後に新条例第11条の規定により申請がなされた新特定事業について適用し、施行日前に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定により申請がなされた特定事業（旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。）については、なお従前の例による。この場合において、附則第4項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「同年6月30日までの間における」とあるのは「当分の間、」とする。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（栃木県手数料条例の一部改正）

5 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の54の項の次に次のように加える。

れに混入し、又は吸着したものをいう。以下この項において同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（平成15年規則第37号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4の7の項の改正規定及び同表21の項の改正規定 平成15年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成15年4月16日

附 則（平成17年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第12条第1項の規定は、平成18年4月1日以後に栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「条例」という。）第11条の規定により申請がなされた特定事業（条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に条例第11条の規定により申請がなされた特定事業については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されている第2条の規定による改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第5条第2項第6号の規定による地質分析結果証明書又は旧規則第13条の表第1項の排水汚染状況測定結果証明書は、第2条の規定による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条第3項の計量証明書とみなす。

4 新規則別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に条例第11条の規定により申請がなされた特定事業について適用し、施行日前に条例第11条の規定により申請がなされた特定事業については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成19年規則第58号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第16号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

54の2 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条の2第1項の規定に基づく譲受けの許可の申請に対する審査	3万3千円
-------------------------------------------------------------------------	-------

附 則（平成21年条例第58号）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第30条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）

事 務	金 額
53 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第10条の規定に基づく許可の申請に対する審査	5万2千円
54 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査	3万3千円
54の2 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条の2第1項の規定に基づく譲受けの許可の申請に対する審査	3万3千円

附 則（平成20年規則第42号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第52号）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成23年規則第14号）
（施行期日）
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
 - この規則の施行前にされた栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。）第10条（条例第11条第1項に係るものに限る。次項において同じ。）、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。
 - この規則の施行の際現に条例第10条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る特定事業（条例第2条第2号に規定する特定事業をいう。）の停止命令の基準に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第20号）抄
（施行期日）
第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第40号）
この規則は、平成23年10月1日から施行する。

- 附 則（平成24年規則第34号）
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成24年規則第54号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第37号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第29号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成27年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第2項第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1シス-1, 2-ジクロロエチレンの項の改正規定及び同表備考の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第2項第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第3号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第21号）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和2年規則第58号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年規則第28号）

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた行為に対する改正後の別表第4の規定の適用については、なお従前の例による。